

下水道管路施設等の災害時復旧応援に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）、千葉市下水道管路維持協同組合（以下「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、地震等の自然災害により甲の管理する下水道管路施設等（農業集落排水施設を含む。以下同じ。）が被災した場合における管路調査及び応急措置（以下「応急措置等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、平成13年3月27日付け甲及び乙が締結した「災害時における応急措置等の協力に関する協定」については、本協定の締結をもって効力を失う。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において下水道管路施設等が被災し、市民生活に影響を及ぼした場合、又は緊急を要する措置を必要とする場合において、甲、乙及び丙が協力して下水道管路施設等の機能の早期復旧対策を図ることを目的とし、あわせて迅速に応急措置等を遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援内容）

第2条 この協定に基づき乙及び丙が行う応急措置等に係る業務（以下「応急措置等業務」という。）は、次のとおりとする。

- （1）被災した下水道管路施設等による被害拡大及び二次災害の防止のために必要な調査及び応急措置
- （2）被災した下水道管路施設等の安全確保のために必要な調査及び応急措置
- （3）被災した下水道管路施設等を早急に機能回復させるための調査及び応急措置
- （4）前号に掲げるもののほか甲、乙及び丙の協議により必要と認められる事項

（協力要請及び着手時期）

第3条 甲は、被災状況により、乙及び丙に対して協力要請することができるものとする。

ただし、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」が適用された場合は、同ルールを優先するものとする。

2 前項のルールに基づく要請については、甲が要請したものと読み替える。

3 甲は、第1項の規定により乙及び丙に対して、その協力を要請するときは、協力要請書等により行うものとする。

ただし、緊急時のやむを得ない場合は、電話等により要請を行うことができるものとするが、後日速やかに協力要請書等を提出するものとする。

4 乙及び丙は、第1項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急措置等の業務に協力し、着手時期を甲に通知するものとする。

(協力体制の整備)

第4条 乙及び丙は、第3条による要請を受けた場合、速やかに応急措置等業務を行えるよう、常に連絡体制及び出勤体制並びに資機材等の供給体制を整備しておくものとする。

(報告及び検査)

第5条 乙及び丙は、応急措置等業務が終了した場合は、速やかに甲に対して、書面をもって報告を行い、甲は速やかに完了検査を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙及び丙に要請した応急措置等業務に要した費用は、甲が負担するものとし、甲は、完了検査後速やかにこれを乙及び丙に支払うものとする。

(実施細目)

第7条 この協定に関する実施細目は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

2 甲、乙又は丙がこの協定の定め違反した場合においては、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の期間は、令和3年3月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 3年 3月 1日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉県千葉市稲毛区黒砂2丁目12番11号
千葉市下水道管路維持協同組合
理事長 新沢剛

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川健司